

家畜および家きん小規模所有者の定期報告

国内の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、家畜伝染病予防法で家畜と家きんの飼養者は飼養状況および飼養衛生管理の遵守状況を毎年1回県へ報告することが義務付けられています。小規模所有者についても同様です。

下記の飼育数に該当する人は役場経済課まで調査票の提出をお願いします。(調査票は1月末の区長便で送付しています)

動物種	小規模頭数基準	動物種	小規模羽数基準
水牛	1頭	鶏	99羽以下
めん羊	5頭以下	あひる・あいがも	
山羊		七面鳥	
豚		うずら	
ミニブタ		ほろほろ鳥	
いのぶた		きじ	
いのしし		だちょう(エミュー)	9羽以下
鹿	1頭		
馬			
ポニー			

問 経済課 農林振興係 ☎57-8504(内線164)

くまもとゼロカーボン行動(実践編 その8)

熊本県では、地球温暖化によるリスクを低減し持続可能な未来を実現するため「2050年県内CO₂排出実質ゼロ(ゼロカーボン)」に向けた取組みを進めています。

先月に引き続き「くまもとゼロカーボン行動 実践編」と題して、家庭でできる活動を紹介します。

◆買い物は食べきれる量だけ買い、すぐ食べる食品は手前からとるなど、食品ロス削減を意識した行動を取りましょう。

冷蔵庫の中身を確認して必要な量だけ買い物をし、1人当たり年間約20.6キログラムの食品ロスを削減することでガソリン約7リットル(車で約130キロメートル走行)の使用が減り、その分のCO₂を削減できます。

(年間 約15.2キログラムのCO₂を削減)

◆古くなった家電の買い替えは省エネ型にしましょう。

冷蔵庫を10年前の旧型から最新式の省エネ型に買い替ええると、1年間でガソリン約26リットル(車で約500キロメートル走行)の使用が減り、その分のCO₂を削減できます。

(年間 約60.5キログラムのCO₂を削減)

また、電気代も年間で4,800円節約することができます。



※注意 上記のCO₂削減量や節約金額等は、あくまでも目安です。実際の効果やメリットは、各家庭の使用状況や時期によって大きく異なりますので、ご了承ください。

〔活動に関する詳細・お問合せ〕 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

南関町太陽光発電設備の適正な設置と維持管理

令和4年12月議会で「南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例」が可決され、令和5年4月1日から施行されることが決まりましたので、概要をお知らせします。

○条例の目的

南関町内の太陽光発電設備の適正な設置および維持管理等に関し、災害の防止、生活環境の保全および自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするために必要な事項を定め、町民の安全・安心並びに地域社会との調和を図ることを目的としています。

○条例の対象となる事業

太陽光発電設備の事業区域の面積が、3,000平方メートル(事業区域に山林を含む場合は、2,000平方メートル)以上のものについては、太陽光発電設備の設置前に町長の許可を得る必要があります。

○太陽光発電設備の設置を規制する区域

- (1) 法令等により、自然環境の保全区域として指定されている区域
- (2) 自然災害の発生が危惧される区域
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (4) 良好な景観及び住環境を保全する必要がある区域
- (5) 町長が特に規制が必要と判断した区域

※事前に町長の許可を受けた場合は、設置可能です。

※具体的な規制区域は規則で定めます。

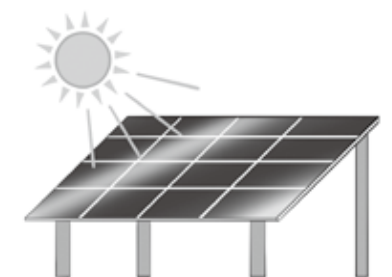
○太陽光発電設備の設置事業の許可を受けるときに必要な手続きについての概要は次のとおりです。

- ・事業概要の届け出
- ・地域説明会の実施
- ・事前協議の申し出
- ・許可申請

○令和5年3月31日以前に太陽光発電設備の設置事業に着手した事業および設置が完了した事業(以下、既存施設)について、該当する事業者は令和5年9月30日までに町長に届け出を行う必要があります。ただし、事業区域の面積が10,000平方メートル以上です。

3,000平方メートル以上の既存施設は、災害対策や事業区域の管理、事業完了後の施設の処理等を適正に行う必要があります。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579